

主要な政策に係る評価書(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑪)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	<p>[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。</p> <p>[中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。</p>					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	3,592	3,592	4,610	3,956
		補正予算(b)	100	0	1,500	0
		繰越し等(c)	290	160	△ 1,870	
		合計(a+b+c)	3,982	3,752	4,240	
執行額	3,974	3,697	4,072			

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				27年度	28年度	29年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討の実施 <アウトプット指標>	<p>社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。</p> <p>・平成30年に衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送(BS等4K・8K放送)を実施するために必要な関係省令等の整備案の意見公募等を実施。</p> <p>・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。 【26年度】</p> <p>・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 【26年度】</p>	<p>社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。</p> <p>・有料放送サービスの受信者保護の拡充を内容とする改正放送法の施行に向け、関係省令等を改正し公布・施行。また、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」を策定・公表。</p> <p>・BS左旋及び東経110度CS左旋が使用可能になることにより、衛星基幹放送に使用可能なトランスポンダ総数が増加すること等を踏まえ、関係省令の改正を行い、申請者等が使用可能なトランスポンダ数の制限を緩和。</p> <p>・「放送を巡る諸課題に関する検討会「視聴環境分科会」及び同分科会の下に「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」を設置し、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説について、改正個人情報保護法の施行に伴い必要となる改正事項等の検討を実施。検討を踏まえ、当該ガイドライン及び解説の改正案について意見公募を実施。</p>	<p>社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。</p> <p>・放送受信者等の権利利益を保護し、放送の健全な発達に寄与することを目的として、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第159号)」を制定(平成29年4月)。</p> <p>・必要な制度整備に関する検討を行うため、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」等を設置。</p> <p>・平成29年11月に策定・公表された規制改革推進会議第二次答申及び「新しい経済政策パッケージ」(同年12月8日閣議決定)における、放送用周波数の有効活用について検討を行うという提言を受け、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を平成30年1月に設置。</p> <p>・また、衛星放送については、放送の高度化に伴う衛星放送の将来的なあり方等について検討することを目的として、上記分科会の下に、「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」を平成30年2月に設置。</p>	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 【29年度】	イ	

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p>	<p>臨時災害放送局の円滑化を図るため、送信点調査や運用訓練等を実施</p>	<p>2</p>	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施回数 <アウトプット指標></p>	<p>大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。 【26年度】 ※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回) 23回 (このほか、説明会を53回実施) <内訳> ・北海道局:6回 ・信越局:6回 ・四国局:8回 ・九州局:3回</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回) 11回 (このほか、説明会を19回実施) <内訳> ・北海道局:-回 ・信越局:-回 ・四国局:9回 ・九州局:2回</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回) 17回 (このほか、説明会を17回実施) <内訳> ・北海道局:2回 ・信越局:4回 ・四国局:8回 ・九州局:3回</p>	<p>機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。 【29年度】</p>	<p>イ</p>
<p>我が国の情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付</p>	<p>3</p>	<p>テレビ国際放送の受信環境整備状況 <アウトプット指標></p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。 【26年度】</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。 NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.1億世帯に増加。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。 NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.2億世帯に増加。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。 NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.4億世帯に増加。</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。 【29年度】</p>	<p>イ</p>
<p>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p>	<p>放送ネットワーク整備支援や避難情報など、放送ネットワークに対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること(固定資産税)による環境整備</p>	<p>4</p>	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標></p>	<p>19% 【25年度】</p>	<p>30% 55%</p>	<p>60% 73%</p>	<p>80% 86%</p>	<p>100% 【30年度】</p>	<p>イ</p>

ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること	条件不利地域等におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助	5	ケーブルテレビ網の光化等の整備費用補助の実施状況(件数、金額) <アウトプット指標>	ケーブルテレビ網において、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に資するため、当該網の光化を促進する補助制度の創設を要求し、認められた。 【28年度】			ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部補助を実施。 (8件、8.8億円程度の補助を想定。)	ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部補助を実施。 【29年度】	イ
							10件、8.3億円の交付決定。		

目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	測定指標の目標の全てが達成されたことから、本政策については「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること</p> <p>・測定指標①については、放送を取り巻く環境変化を踏まえ、放送法関係省令等の改正、極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップファイラーの導入のために必要な制度整備、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」及び「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」等の策定を行うとともに、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において平成30年7月に取りまとめられた「第二次取りまとめ(案)」について意見募集を行うなど、多様なニーズに応えるための制度整備等に向けた取組を進めることにより目標を達成することができた。</p>	
	<p><施策目標>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p> <p>・測定指標2については、総合通信局において、平時における地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練で、年度ごとの目標値を超える回数の送信点調査や運用訓練等を実施したことにより目標を上回ることができた。 平成27年度から平成29年度の間、総務省配備の臨時災害放送局用機器について、平成28年度は熊本地震発災に伴い3台(九州、北海道及び信越の各総合通信局配備)、平成29年度は九州北部豪雨発災に伴い1台(九州総合通信局配備)をそれぞれ被災の地方公共団体に貸与し迅速に開設する等実際の災害対応で活用したところ、平時においては、当該機器の使用期間が限定されたなか、各総合通信局においては、地方公共団体とともに送信点調査や運用訓練を実施し、年度ごとの全実施回数はそれぞれ目標値を超え、全体として目標を達成することができた。 平成30年度も7月豪雨で既に総務省配備の機器を6台中3台被災の地方公共団体に貸与して臨時災害放送局を開設したところであり、引き続き、有事の際に臨時災害放送局の迅速な開設ができるよう取り組むことが必要と考えている。 なお、四国では南海トラフ地震に対する防災意識が高い自治体が多いこともあり、四国総合通信局から積極的に働きかけた結果、他地域に比べて実施回数が多くなっている。</p>	
	<p><施策目標>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p> <p>・測定指標3については、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請したこと等を受けて、NHKにおいて受信可能世帯の拡大に向け、受信環境の整備を実施したことにより、目標を達成することができた。</p>	
	<p><施策目標>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p> <p>・測定指標4については地上基幹放送ネットワーク整備支援事業の活用により、年度ごとの目標(値)を上回ったことにより達成することができた。 非常災害時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化のため、放送事業者において地上基幹放送ネットワーク整備事業も活用してAMラジオ放送の親局に係るFM補完中継局の整備が図られた結果、年度ごとの整備の目標値を上回り、平成29年度時点で86%の整備を達成することができた。平成30年度は残りの局の整備が見込まれ、同年度に100%の目標を達成できる見込みである。</p>	
	<p><施策目標>ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること</p> <p>・測定指標5については、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に資するため、ケーブルテレビ網の光化を促進する補助制度の創設を要求し、認められた当該補助制度の運用により、平成29年度に当初想定した程度の整備費用の補助を実施し、目標を達成することができた。</p>	
評価結果	<p><施策目標>ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること</p> <p>・測定指標5については、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に資するため、ケーブルテレビ網の光化を促進する補助制度の創設を要求し、認められた当該補助制度の運用により、平成29年度に当初想定した程度の整備費用の補助を実施し、目標を達成することができた。</p>	
	<p>・測定指標①については、規制改革推進会議において、通信と放送の融合の進展をはじめとする環境変化を踏まえ、放送事業を取り巻く課題を解決する観点から、放送を巡る規制改革について検討・審議が行われ、平成30年6月4日に「第三次答申」を取りまとめられるとともに、具体的な措置事項については同月15日に「規制改革実施計画」として閣議決定された。規制改革実施計画に記載されている項目の中には、NHKの常時同時配信や放送用周波数の有効活用、NHKを巡る様々な課題、放送政策のあり方についての総合的な点検等が含まれており、今後、適時適切にフォローアップを実施する。また、上述のとおり、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第二次取りまとめ(案)」における意見募集の結果等を踏まえながら、引き続き検討を進めていく。</p> <p>・測定指標2については、目標は上回っているものの、災害時における迅速な臨時災害放送局等の開設を図るため、平時において地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練等に臨時災害放送局用の送信機等を活用する。</p> <p>・測定指標3については、上述のとおり、施策目標は達成できていると認められることから、引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請していく。</p> <p>・測定指標4については、年度ごとの目標を上回っているものの、目標年度に向けて、放送ネットワーク支援整備事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>・測定指標5については、目標を達成しているが、次期の測定指標については、より進展の測定が可能な「ケーブルテレビの光化率」(ケーブルテレビ加入世帯のうち、FTTH方式の加入世帯数)に見直す予定。</p>	
	<p>(今後の政策の方向性) メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるためには、上記の政策評価の結果を踏まえると、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(下部会合含む)における議論の進展及び取りまとめの策定・公表に向けた取組のほか、災害時における迅速な臨時災害放送局等の開設、テレビ国際放送の充実、地上基幹放送ネットワーク整備支援事業の活用、ケーブルテレビ網の光化の促進に向けた取組を引き続き実施するとともに、さらに充実させていく必要がある。</p>	
	<p>(平成31年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>	
次期目標等への反映の方向性	平成31年度予算概算要求への主な反映内容	放送ネットワーク整備支援事業のうち、放送ネットワークの強靱化を図るため、地上基幹放送ネットワーク整備及びケーブルテレビネットワーク光化整備の経費について、予算の増額要求を行う。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	

学識経験を有する者の知見等の活用	平成30年7月、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の西出順郎教授及び鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から、測定指標及び評価結果欄等の記述について御意見をいただき、評価書等に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・放送を巡る諸課題に関する検討会、放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/) ・「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ(案)についての意見募集 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000152.html) ・規制改革推進に関する第3次答申(平成30年6月4日) (http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/180604/toshin.pdf) ・新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日) (http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf) ・規制改革推進に関する第2次答申(平成29年11月29日) (http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/171129/toshin.pdf)
-------------------------------	---

担当部局課室名	情放流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情放流通行政局 総務課長 岡崎 毅	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	------------------	--------	-------------------	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。